

川崎市と世田谷区との連携・協力に関する包括協定の締結について

1 経緯

- 川崎市と世田谷区では、多摩川花火大会の合同開催や、大山街道や多摩川を介した交流をはじめとする地域での住民同士の様々な取組が行われてきた。
- 平成26年5月、川崎市長と世田谷区長とのエネルギー問題に関する意見交換をきっかけとして、両自治体において、水素エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする、今日の様々な課題への取組について連携、協力関係を構築していく気運が高まった。
- こうした多面的な分野に対する取組を効果的に推進するため、両自治体の連携、協力関係について包括的な協定を締結することとなった。

2 目的

多摩川によってつながり、鉄道や街道によって人が往来、交流する連携・連続した地域としてとらえ、互いの持つ資源や特長を活かしながら連携及び協力し、それぞれの地域の活性化及び持続的成長に向けた取組を推進する。

3 連携・協力して取り組む主な事項

(1) 新たなエネルギー施策などによる持続可能なまちづくり

- ・水素エネルギーなどの普及・活用に向けた取組、共同研究
- ・地球環境の保全に向けた学習、イベントなどの連携・協力

(2) 多摩川など多様な地域資源の活用によるにぎわいのあるまちづくり

- ・多摩川、鉄道、街道を介した地域間の連携、交流
- ・美術館、博物館、公園、プレーパークなど地域資源の連携
- ・スポーツ、地域イベントなどによる相互交流

(3) 災害対策などの相互連携による安全・安心のまちづくり

- ・応急対策、復旧・復興対策など災害時相互協力体制の検討
- ・平時における帰宅困難者対策などの情報交換、研修等を行うための連携

4 連携・協力のイメージ



お問合せ先

- 川崎市総合企画局自治推進部
- 世田谷区政策経営部政策企画課

担当 勝盛 電話：044-200-2017
担当 中村 電話：03-5432-2031

川崎市と世田谷区との連携・協力に関する包括協定書

多摩川でつながり、鉄道及び街道により結ばれた川崎市と世田谷区とは、互いの持つ資源や特長を活かしながら連携及び協力し、それぞれの地域の活性化及び持続的成長に向けた取組みを推進するため、次の条項により協定を締結する。

(連携・協力事項)

第1条 両者は、この協定に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力して取り組むものとする。

- (1) 新たなエネルギー施策などによる持続可能なまちづくり
- (2) 多摩川など多様な地域資源の活用によるにぎわいのあるまちづくり
- (3) 災害対策などの相互連携による安全・安心のまちづくり
- (4) 前各号に掲げるもののほか、それぞれの地域の活性化及び持続的発展に資する取組の推進

2 前項各号に掲げる事項の取組みの詳細については、両者が協議の上、その都度決定するものとする。

(取組推進のための協議)

第2条 両者は、この協定に基づく取組みを効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(覚書等の締結)

第3条 第1条第1項各号に掲げる事項の取組みの実施については、必要に応じて、別途、覚書等を締結するものとする。

(協定内容の変更)

第4条 両者のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じた事項については、両者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年12月24日

川崎市川崎区宮本町1番地

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

川崎市

世田谷区

川崎市長 福田紀彦

世田谷区長 保坂展人